

奨学金被害の救済の現場から

奨学金問題対策全国会議事務局長
弁護士 岩重佳治

構造的に生み出されている奨学金問題

● 相談・救済活動に関わって感じたこと

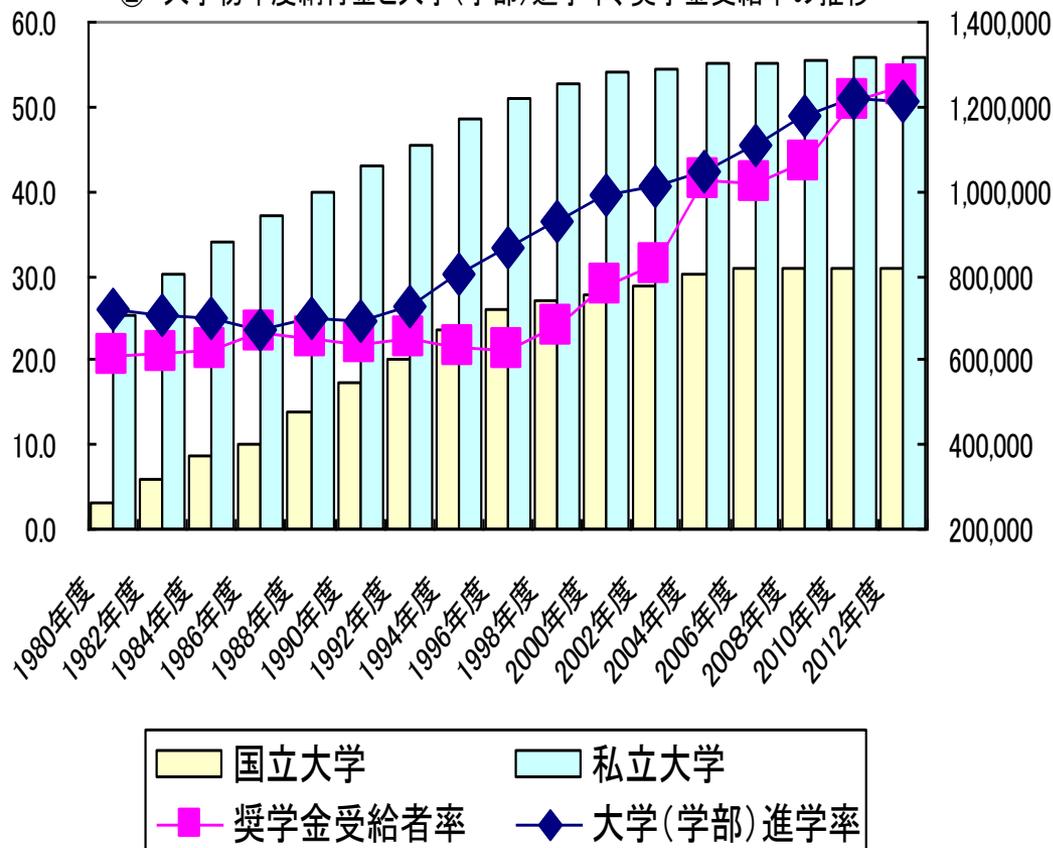
奨学金の返済に苦しむ人は、とても真面目で誠実

● そして、分かったこと...

奨学金問題は構造的に生み出されている！

教育の機会不平等を生み出す高学費

② 大学初年度納付金と大学(学部)進学率、奨学金受給率の推移

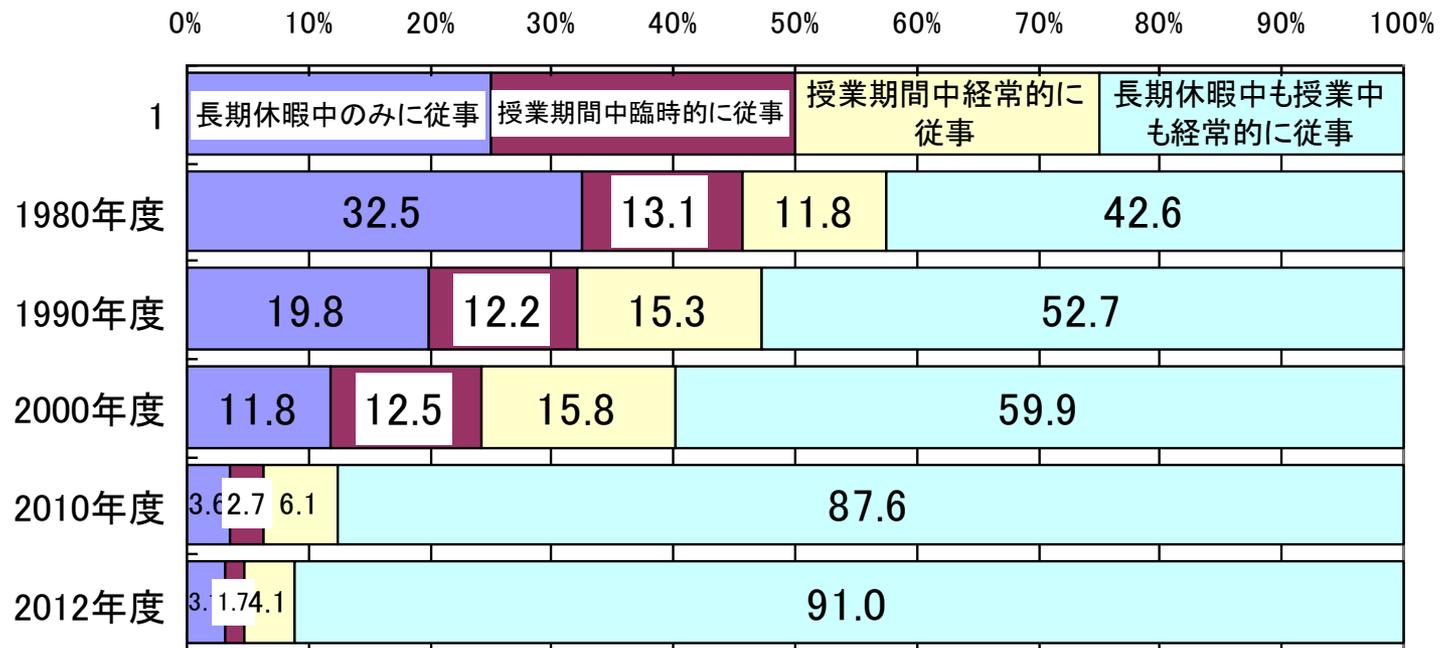


90年以降大学進学率は一貫して上昇。一方90年代まで学費が上がっても、奨学金受給率は2割台。選択制有利子奨学金の登場とともに受給者が拡大する。2008年のリーマンショック以降、受給率は5割以上に。

出典；文部科学省「学校基本調査」
 大学初年度納付金(入学金+授業料)
 国立 1970年 16,000円
 →2010年 817,800円
 私立 1970年 175,090円
 →2010年 1,315,600円

アルバイトに追われる大学生

④アルバイト従事期間の推移

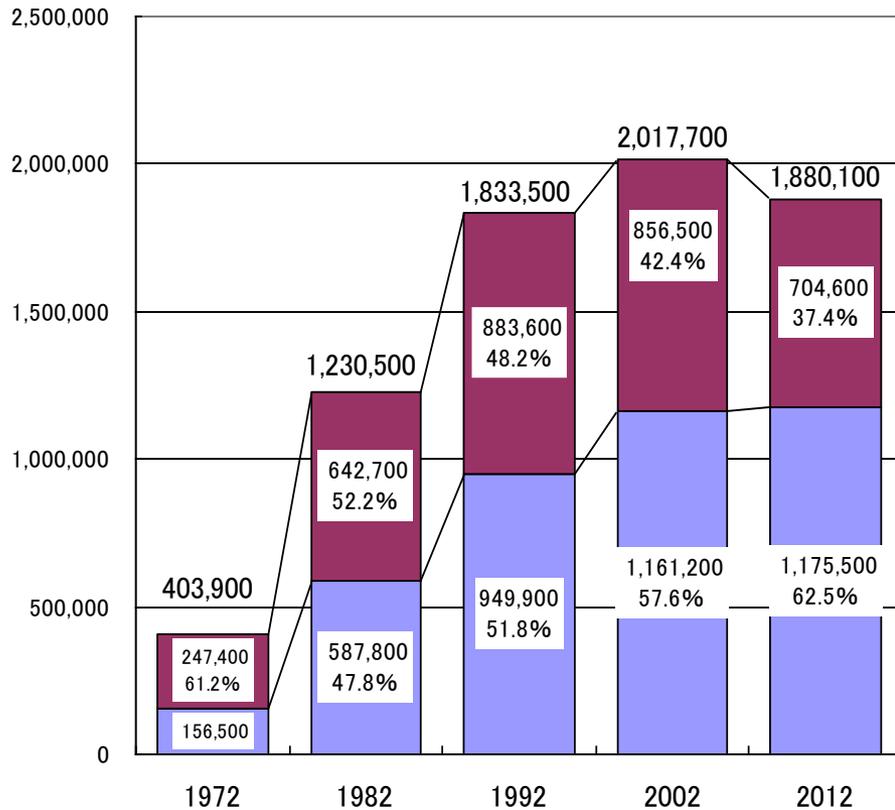


大学生の生活費の減少

① 大学生(昼間部)学生生活費の推移

(万円)

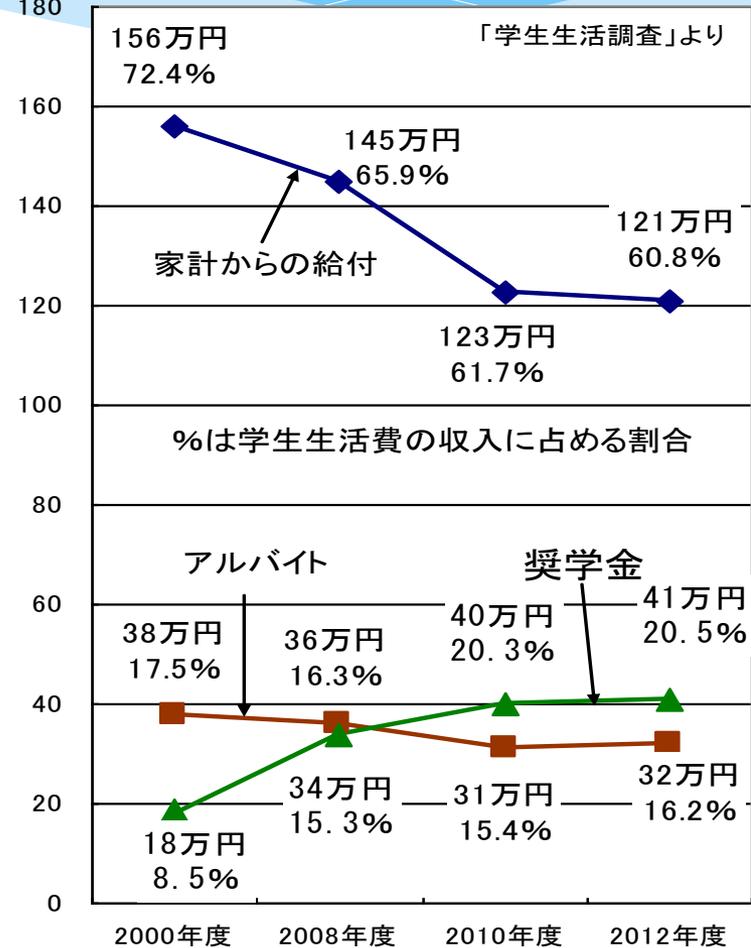
日本学生支援機構「学生生活調査」より2004年度以前は文科省調査



平均学生生活費の62%が学費負担

② 学生生活費の収入推移

180

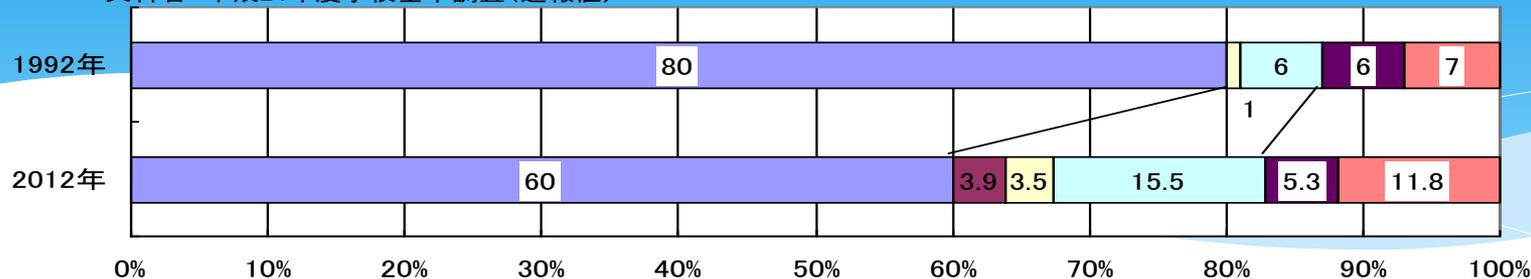


貸与奨学金の前提を崩す低賃金・不安定雇用

4年生大学卒後の進路

文科省 平成24年度学校基本調査(速報値)

(単位%)

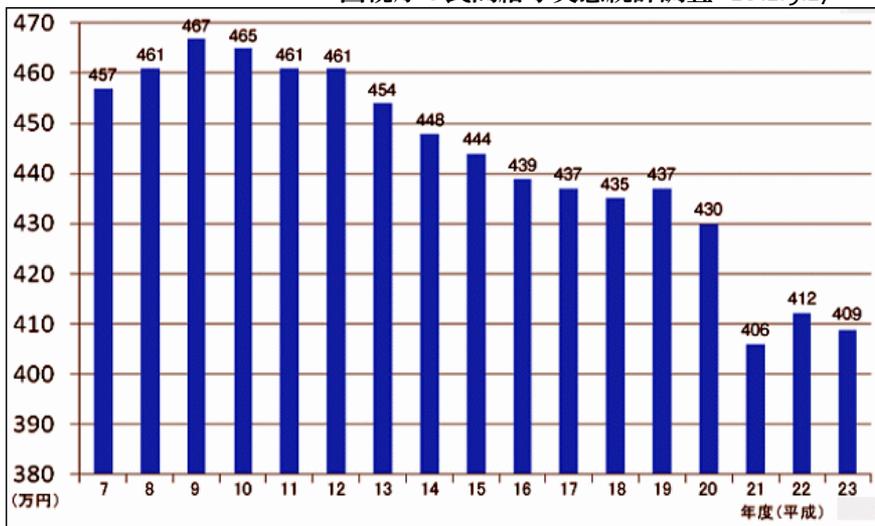


■ 正規の就職者 ■ 正規の職員でない者 □ 一時的な仕事 □ 就職も進学もしていない ■ その他 ■ 進学者

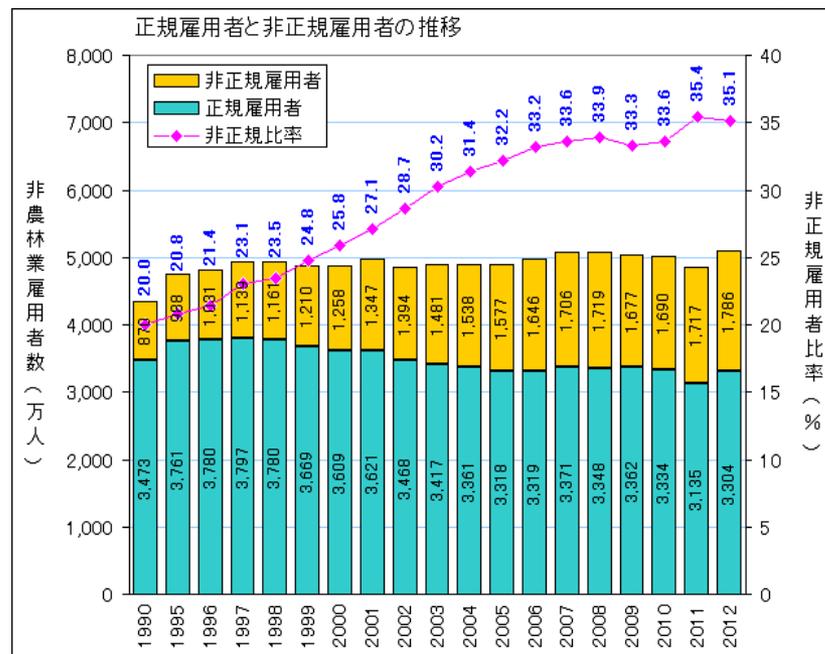
厚生労働省「平成24年版労働経済の分析」2012.9

下がり続ける労働者の賃金

国税庁の民間給与実態統計調査 2012.9.27



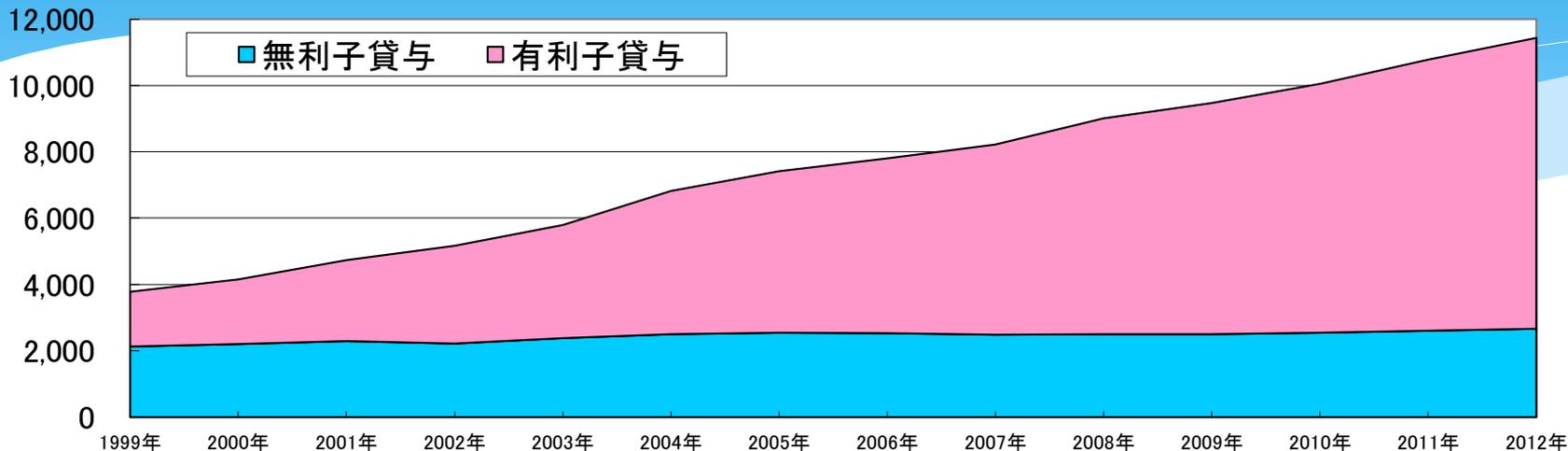
正規雇用者と非正規雇用者の推移



「受益者負担」の奨学金ローン化

(億円)

奨学金事業予算の推移



1999年
大型・選択性の有利子導入
社会経済生産性本部「9兆円ローン」提言

2001年
日本育英会の廃止閣議決定
「日本育英会は民業圧迫」石原行革大臣

2004年
日本学生支援機構誕生
大学院教育・研究職の返還免除廃止、「特に優れた業績」に変更

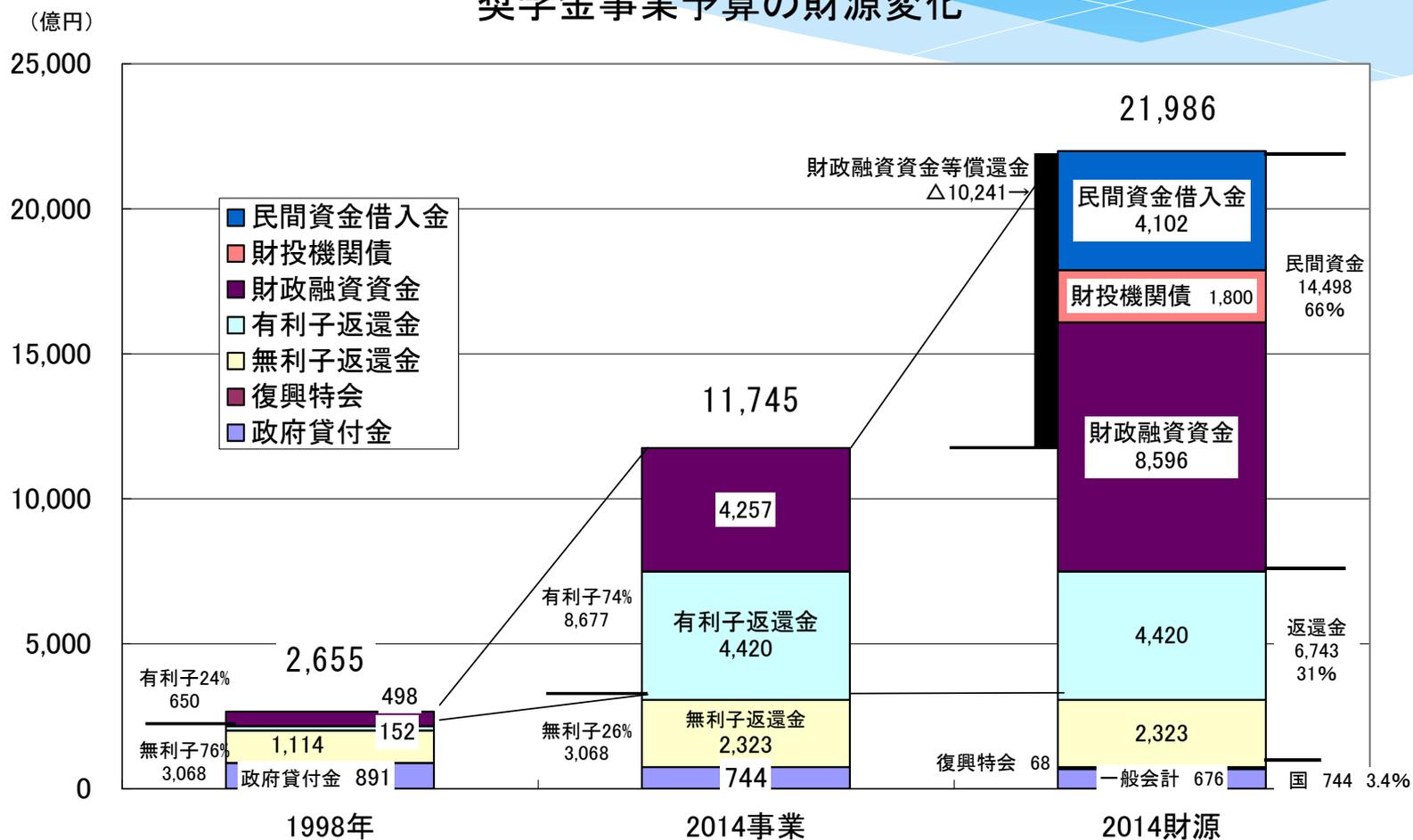
2006年
「骨太方針」に「有利子金利上限3%の撤廃」
日本学生支援機構整理合理化案」を閣議決定、「有利子金利3%上限見直し」等検討

2010年
滞納3ヶ月経過した者の個人情報機関への登録制度導入
司法修習生の給費制廃止

2012年
「日本再生戦略」に教育ローンの学生本人への貸付変更
行革刷新会議「金融事業として抜本見直し」

奨学金事業予算の財源変化

奨学金事業予算の財源変化



金融事業としての回収強化策

2004年日本育英会廃止、奨学金は「金融事業」に、金融的手法の導入すすむ。

中期目標「2007年度末の延滞額を2011年度までに半減、前年度比15%以上削減」
 延滞3ヶ月→延滞者情報を個人信用情報機関に登録、登録者2012年5月末12,281名
 延滞4ヶ月→初期延滞債権の回収をサービサーに委託 2010年度件数87,838件
 延滞9ヶ月→法的措置の早期化 支払督促申立件数2000年338件→2011年10,005件

出典：日本学生支援機構 平成25年度事業報告書ほか

3ヶ月以上延滞者情報個人信用情報機関への登録件数					
年度	2010	2011	2012	2013	計
件数	4,469	5,899	9,871	13,047	33,286

区分	支払督促申立予告	支払督促申立	仮宣申立	強制執行予告	強制執行申立	強制執行
2006年度	10,498	1,181	426	23		
2007年度	35,165	2,857	785	23	1	1
2008年度	29,075	2,173	867	853	19	13
2009年度	28,175	7,713	2,061	1,436	123	28
2010年度	5,827	7,390	2,686	2,133	269	85
2011年度	12,426	10,005	2,754	3,683	355	135
2012年度	13,965	9,585	2,459	3,147	457	326
2013年度	15,575	9,043	2,553	4,069	546	291
計	150,706	49,947	14,591	15,367	1,770	879

返還制度とその課題

貸与型奨学金と他の借金→違うのは？

返済能力(将来の仕事や収入)が分からないときに借りる
→誰でも返済困難になる危険
→その危険は、飛躍的に高まっている

必要なのは

- * 無理のない柔軟な返済制度
- * 返済困難にある人の救済制度

返還期限の猶予

●返還期限の猶予とは

災害、傷病、経済的困難、生活保護受給中、在学中など、一定の返済困難な理由がある場合に、1年ごとに返還を猶予する制度。

経済困難の目安

給与所得者 年収(税込)300万円以下

その他 年間所得(必要経費等控除)200万円以下

所得控除あり

返還期限の猶予 何が問題か？

- 利用期間の制限(経済的困難)

5年→10年

その後どうする？

返還期限の猶予 何が問題か？

●延滞があると利用できない

←もともと、規定にない制限

返還期限の猶予 何が問題か？

● 証明手段：役所の所得証明 通常は過去5年までしか取得できない

- (例) 現在～5年前 : 所得証明取得
→ 経済的困難の証明可
- 6年～10年前 : 所得証明取得不可
→ 経済的困難の証明不可
→ この期間の猶予の適用なし 延滞が残る

そうすると...

**6年～10年前の延滞分を全て支払わないと、
全部の期間で猶予不可**

(注) 従来、規則では、「事情経過書」も証明手段として認めていた。
それも無理な場合には、担当課の認定でよかった。
→ 現在は、「機構が必要と認める資料」となっている

返還期限の猶予 何が問題か？

●延滞据え置き型の猶予 2014年4月から導入

だけど...

経済的困難の目安

通常の猶予の基準

年収300万円以下(年間所得200万円以下)

延滞据え置き型

年収200万円以下(年間所得130万円以下)

→この違いは？

返還期限の猶予 何が問題か？

●Aさんのケース

- 40代男性
- 年収30万円
- 親族から食料の援助 暖房は電気毛布1枚
- 神経的な病気で入院

2011年に機構から請求→一部時効の主張

2014年1月 裁判所から支払督促

延滞金含め300万円超の請求

返還期限の猶予 何が問題か？

●Aさんの訴訟の経過

Aさんの対応

2014年11月 延滞据え置き型の猶予を知り、申請。

機構の対応

2014年4月に遡って 規則を変更！！！！

←Aさんが猶予申請した1か月後の2014年12月

・法的手続に入った事案、時効を主張された事案などは、延滞据え置き型の猶予が使えなくなりました

そんなことが許されるのか？

→機構の説明

規則には、猶予「できる」、免除「できる」と書いてある。

どういう場合に猶予するか、免除するかは、**すべて機構の裁量**です。

減額返還制度 何が問題か？

●減額返還制度とは

一定の要件に合致する場合、1回あたりの割賦金を2分の1または3分の1に減額して返還期間を延長する制度

●何が問題か

- 適用期間は最長15年
- 延滞があると使えない

延滞金減免 何が問題か？

●延滞金減免制度とは

一定の事由がある場合に延滞金を減額または免除する制度

●何が問題か

要件が厳しすぎる

(例) 本人からの返還が困難にある場合で、連帯保証人又は第三者が最終の割賦金の返済期日の5年以上前までに返済未済額の全部を一時に返還するとき

その他

*従前は、
延滞金の停止、元金支払後の延滞金減免を柔軟に認めていたはず

返還免除 何が問題か？

●返還免除制度とは

精神、身体の障害で労働能力を喪失したり、労働能力に高度の制限を有する場合など、一定の事由がある場合に、返還の全部または一部を免除する制度

●何が問題か

- 猶予を何年か繰り返した後でなければ、免除を申請させないという運用が、事実上、なされている。
 - ← 症状固定または回復の見込みがないことが要件、と説明される
- 延滞があると利用できない。
- 一部免除を受けた場合、同じ病名では残額の猶予が受けられないという運用がなされている

恣意的な運用

●繰り上げ一括請求の問題点

(法施行令5条4項)

繰り上げ一括請求できるのは

「支払い能力があるにもかかわらず、割賦金の返還を著しく怠ったと認められるとき」。

←しかし、実際は、明らかに支払能力がない場合にも、繰り上げ一括請求をしている。

(機構の説明)

「連絡もなく、救済制度の適用も求めない者は、支払能力があるものと認めざるを得ない」

重い保証人の負担

- 将来の仕事や収入が分からないで借りる
 - 収入が限られた家庭の学生が借りる
 - 借入額が大きい
 - 返済期間が長期にわたる
 - 保証人への請求があるのは高齢になってから
- 危険！**

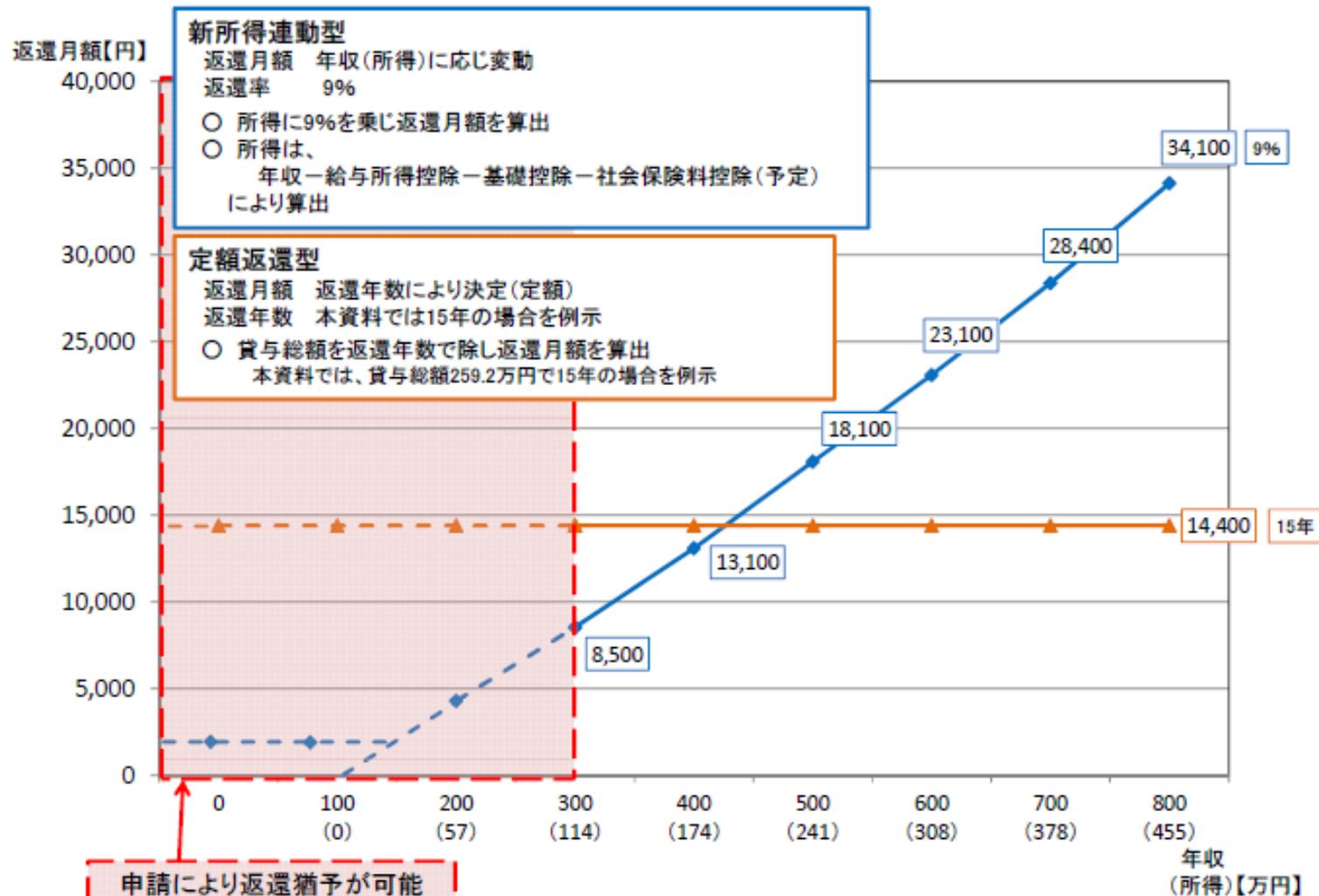
← 極めて大きなリスク

← 保証人への影響をおそれて自己破産もできない

※ 保証人独自の救済制度がない。

所得連動返還型奨学金制度の返還イメージ(案)

資料2(別紙1)



日本学生支援機構の奨学金－給付型

●対象

非課税世帯など1学年約2万人

→非課税世帯の若者推計6万人の3分の1

●給付額

3万円を軸に、私大下宿4万円、国公立自宅2万円など

→授業料減免、貸与型、アルバイトを組み合わせると対応できる

●推薦の要件

高い学習成績、教科以外の活動などで大変すぐれた成果

→困難な生活 現実的か

●成績が著しく不振の場合は返還

→今回の規模では貸与を併用せざるを得ず。アルバイトに追われる可能性あり

大学等における修学の支援に関する法律

●授業料減免の拡充

私立の専門学校¹の学生にも

●給付型奨学金の支給の拡大

住民税非課税世帯²に準ずる世帯³の学生にも

法律の問題点

- 対象が限定的
- 消費税の増税分が財源
- 大学等の機関要件を設ける
- 学習成績が不良な場合の打ち切りや返還
- そもそも、学費を下げる対策がない

喫緊の課題①

●授業料減免・給付型奨学金の対象の拡大

非課税世帯に限らず

広く低所得者世帯に！

更には、中間層に！

喫緊の課題②

●返還制度の改善

- 返還猶予の利用期間制限の撤廃
まずは **10年→15年に**
- 延滞金附加率を**5%→3%に**
返済金の充当順位 **元金→利息→延滞金に**
- 保証人の救済制度の創設
まずは **ガイドラインを**

喫緊の課題③

●入学時の費用についての支援の強化

まずは、

予約採用＋入学時特別増額採用の場合

→入学金と授業料を自動的に貸与終了時まで
猶予

国際人権規約A規約（抜粋）

第13条（教育についての権利）

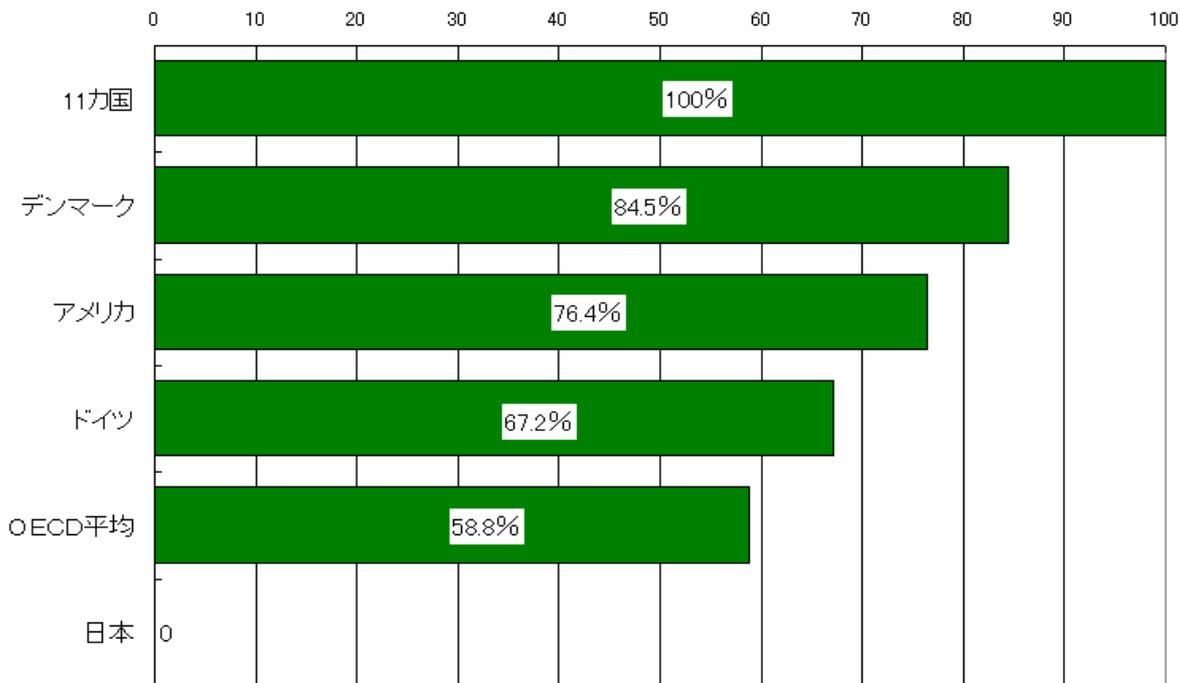
- 2 この規約の締結国は、1の権利の完全な実現を達成するため、次のことを認める。
- (b) 種々の形態の中等教育（技術的及び職業的中等教育を含む）は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、一般的に利用可能であり、かつ、すべての者に対して機会が与えられるものとする。
 - (c) 高等教育は、すべての適当な方法により、特に、無償教育の漸進的な導入により、能力に応じ、すべての者に対して均等に機会が与えられるものとする。

「漸進的実現」の語は、規約上の権利の全面的実現を可能なかぎり迅速かつ効果的に達成する義務を課すものであることを、締約国が想起するよう求める。

（国連社会権規約委員会第3回審査「総括所見・勧告」の抜粋 5/17国連HPより）

「教育は無償」「市場から公共」が世界の流れ

教育費家計負担に対する公的補助に占める給付制奨学金の割合



11カ国(オーストリア、ベルギー、チェコ、フィンランド、フランス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ポーランド、ポルトガル、スペイン)
(出典)「図表でみる教育OECDインディケーター(2011年版)」ほか

OECD加盟国中、大学授業料が有料で給付制奨学金がないのは、日本だけ。

奨学金世界事情
給付からローン化進めた
国が給付へ再転換

■アメリカ

1960年代～給付制拡大

1990年代～ローン拡大
(サリー・メイ民営化)

2010年 民間ローン廃止

政府ローンに一本化
給付制拡大

■韓国

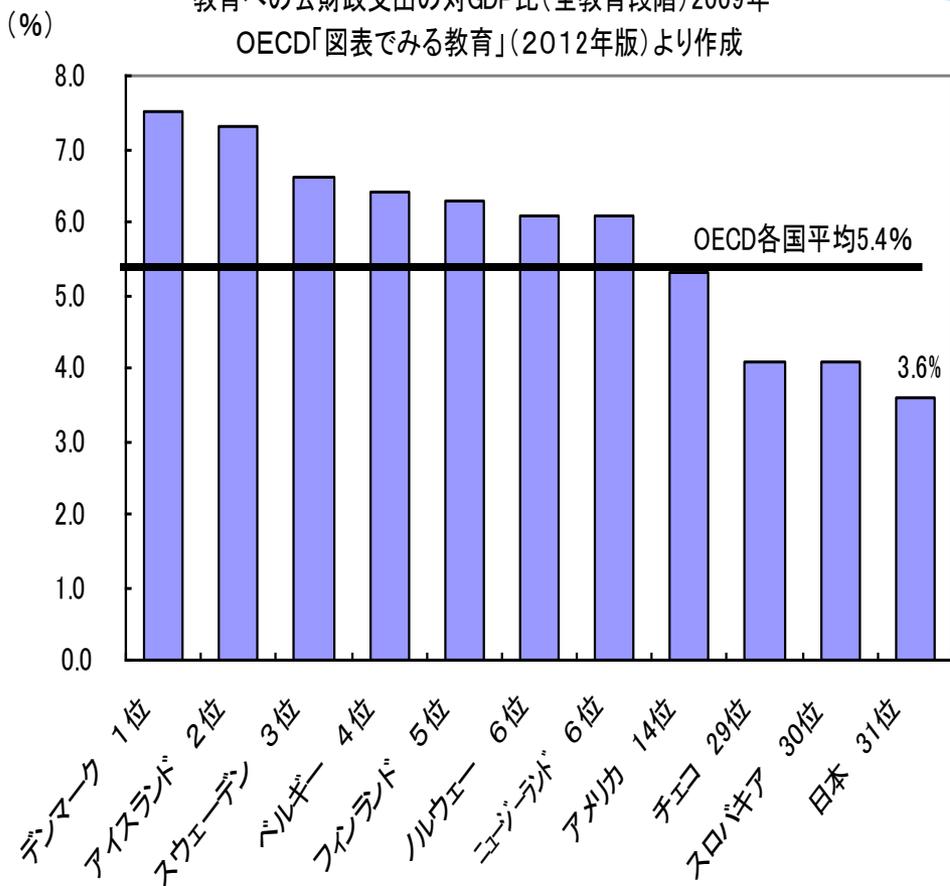
2006年までローン拡大

高利の取立てで自殺
などが社会問題化

2008年給付制導入

中等・高等教育無償化のための計画的な予算増額を

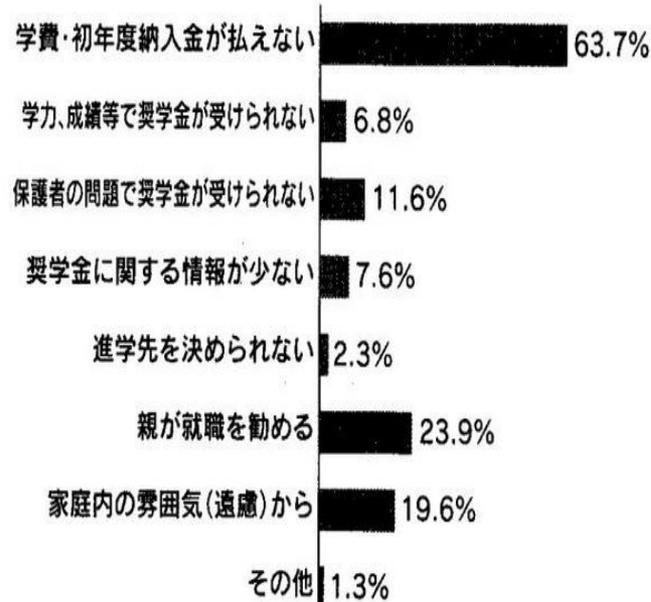
教育への公財政支出の対GDP比(全教育段階)2009年
OECD「図表でみる教育」(2012年版)より作成



高等教育は0.5%

「進路指導研究会(主催;ライセンスアカデミー)」2009.12

図表2 進学断念者の主な理由
として該当する項目(複数回答)



最後に

「**助けて**」と言える人(社会)に！

「**耐える強さ**」を「**変える力**」に！